

新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動等の対応

1. ご家庭での留意点

- ① 児童生徒の健康観察をお願いします。登校前には必ず検温してください。
- ② 児童生徒が体調不良の場合は、無理をせず登校を控えてください。
- ③ 児童生徒を含めて家族で発熱、倦怠感、喉の違和感等の風邪症状や体調が少しでも普段と異なる場合は登校を控え、受診等の対応をお願いします。受診していない場合、生徒自身の場合は症状がなくなってから2日程度、同居家族の方の場合は、その方の症状がなくなるまでの間、生徒の登校を控えるようにしてください。
- ④ 医療機関を受診して、PCR 検査等が必要になった場合は、必ず学校に連絡してください。

2. 児童生徒の感染が確認された場合

- ① 感染が確認された時点(陽性判明)で、必ず学校に連絡してください。
※兄弟姉妹がいる場合は、兄弟姉妹の学校・園にも必ず連絡してください。
- ② 感染者に対しては、学校または県庁所管課(保健所)からの指示に従って対応してください。

〈学校の対応〉

○小学校

学校は、感染者に対して、発症日の2日前から学校での状況(行動歴等)把握を行い、濃厚接触者を特定します。濃厚接触者として特定した児童は、保健所の検査につながります。濃厚接触者として特定した児童の保護者には、学校から必要な対応を連絡させていただきます。

○中学校

学校は、濃厚接触者は特定せず、行動制限も求めません。ただし、クラブ活動やクラスターの可能性がある場合、医療的ケアを必要とする生徒等の場合は、学校で濃厚接触者を特定し、保健所の検査につながります。濃厚接触者として特定した生徒の保護者には、学校から必要な対応を連絡させていただきます。

【濃厚接触者と特定された場合】

- ・ 濃厚接触者の待機期間は、原則感染者と最後に接触した日の翌日から起算して5日間(6日目から解除)とします。ただし、7日間は、十分な健康観察をお願いします。
 - ・ 2日目および3日目の※抗原定性検査キット(自費検査)を用いた検査でどちらも陰性確認後、3日目から待機を解除することは可能です。ただし、7日間は、十分な健康観察をお願いします。
- ※抗原定性検査キットについては、必ず薬事承認されたものを用いてください。

3. 家族等同居者で陽性者が発生した場合

- ① 県庁所管課(保健所)から発生届出のあった感染者に対して、家族等の感染者と同居している者は濃厚接触者となることや、待機期間等の説明を周知することで濃厚接触者の特定および行動制限を求められます。
- ② 県庁所管課(保健所)から連絡がありましたら、必ず学校に連絡してください。
※兄弟姉妹がいる場合は、兄弟姉妹の学校・園にも必ず連絡してください。

4. 家族等同居者が濃厚接触者に特定された場合

- ① 家族等同居者(濃厚接触者)に症状がない場合は、児童生徒は原則登校を控える必要はありません。ただし、登校を控えたい場合については、学校にご相談ください。
- ② 家族等同居者(濃厚接触者)に症状がある場合は、その旨を医療機関に伝えたくて受診します。その際は、検査結果が判明するまで自宅待機し、結果が判明した後は、医療機関の指示に従ってください。